

公益財団法人兵庫県馬術連盟・会員規程

本規程は、兵庫県馬術連盟の法人化に伴い、公益財団法人兵庫県馬術連盟（以下この法人という）の会員に関して規定するものである。

第1条 会員の種別

この法人の会員の種別は以下の4種とする。

- 1 正会員：この法人の目的に賛同して入会した兵庫県内の乗馬団体
- 2 成年会員：正会員に所属し、この法人の目的に賛同して入会した18歳以上の者。
- 3 少年会員：正会員に所属し、この法人の目的に賛同して入会した18歳以下の者
- 4 賛助会員：本会の活動を支援する目的で入会した個人または団体

第2条 入会

この法人の正会員として入会を希望する団体は、別表に定める入会金及び年会費を添えて、入会申込書及び施設概況説明書並びに団体規約（定款）等を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 この法人の成年会員、少年会員として入会を希望する者は、所属する正会員たる団体を経由して、別表に定める入会金及び年会費をそえて、この法人の会長に入会申込書を提出しなければならない。

3 この法人の目的に賛同し、賛助会員として入会を希望する者は、理事会の承認を得なければならない。

第3条 上部団体への登録

上部団体への登録を希望する会員は、この法人への入会時または登録更新時に、必要費用を添付の上、この法人に申し込まなければならない。

第4条 退会

会員は次の各号に該当するときは会員の資格を喪失する

- 1 所属している団体が解散したとき
- 2 会員が死亡したとき
- 3 除名されたとき
- 4 所定の日時までに会費を納入しないときは退会したものとみなす。

第5条 除名

会員は次の各号に該当するときは理事会の決議により除名できる。ただし理事会は当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この法人の秩序を乱す行為のあったとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、また目的に反する行為をしたとき
- 3 その他会員として適当でないと認められるとき

第6条 再入会

所定の月日までに納入のないものは退会したものとして取り扱うが、再入会は妨げない。

2 再入会に関しては、本規程第2条を適用する。但し、入会の時期にかかわらずその有効期限はその年度末とする。

第7条 抛出金品の不返還

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第8条 会費等

入会金及び年会費は、毎年年度初めの理事会で決める。

第9条 会費等の用途

入会金及び会費は法人の管理運営に使用し、余剰のある場合は理事会の定めるところにより、公益目的事業に使用することができる。

附 則

本規程は平成25年4月1日より施行する。

本規程は公益認定の日（平成26年4月1日）より施行する。

本規定は平成27年度6月12日の理事会の決議の通り、成年会員、少年会員、賛助会員（個人）の会費を毎年度500円ずつ増加する。

別表（平成25年4月1日現在）

（単位 円）

会員の種別	入 会 金	年 会 費
正会員（クラブ、学校）	100,000	10,000
成年会員		3,000
少年会員		1,000
賛助会員 個人		3,000
賛助会員 団体	10,000	10,000